

速度取締り指針

令和6年1月
伊東警察署

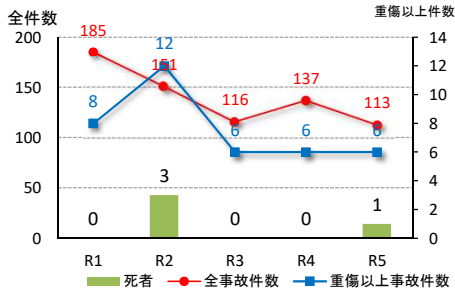
伊東警察署の速度取締り重点

重点路線	重点時間帯	区域	規制速度
国道135号	7:00~21:00	岩松から川奈までの間	法定
県道伊東大仁線	7:00~21:00	国道135号から亀石峠までの間	50km/h

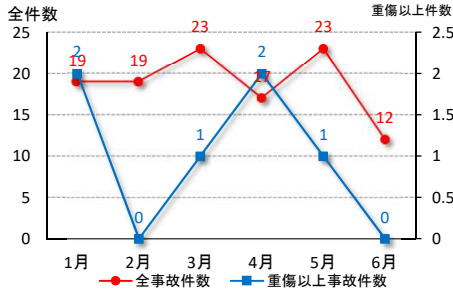
※重点路線以外の場所、時間帯であっても取締りを実施しています

管内の交通事故発生状況

過去5年における発生状況(各年上半期)



前年上半期の月別事故発生状況



前年上半期における交通事故発生状況

	前年上半期	
	件数	前年比
件数	113	-24
うち重傷事故	6	0
死者	1	1
負傷者	166	-19
うち重傷者	14	5

事故起因者直前速度50km/h以上の死亡または重傷交通事故発生状況(高速道路、国道バイパスを除く)

過去5年(令和1年から5年)の状況



その他取締りの要点等

当署では、速度を起因とした事故は国道135号上で発生している。国道135号の宇佐美から川奈の区間は昨年50km/hから法定に引き上げられたが、これを機会に無法地帯と化さないよう、積極的な速度取締りを実施する。

亀石峠では、速度超過を起因とする物件事故が多数みられることから、隣接する伊豆中央警察署とお互いに峠に向かう車両の速度取締りを実施している。本年もこれを継続する。

通学路、抜道対策として、南小学校・南中学校が面する伊東市道において、可搬式速度取締りを実施してきた。コロナ禍が去り、交通流が回復する中、通学路の安全を維持するため、取締りを継続する。